

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

告示 (選)

○東京都知事選挙における選挙人名簿の登録基準日及び登録日……………

○東京都知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等……………

告示 (海区漁調)

○東京海区におけるそでいか漁業の制限……………

○東京海区における底魚、かつお及びまぐろの採捕の制限……………

公告

○都市計画の案……………

……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………

○国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部開発企画課・都市基盤部交通企画課)……………

○都市計画の案(四件)……………

……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………

告示

東京都告示第六百七十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

足立区大谷田一丁目二百五十番一、令和六年五月十日番四、大谷田二丁目百七十二番三、三日

二百五十一番二、二百五十六番二、二百五十七番二、二百五十八番二、二百五十九番二、二百六十番四、同番六、同番七、二百六十四番二、二百七十一番二及び二百七十四番三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

東京都告示第六百八十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月四日

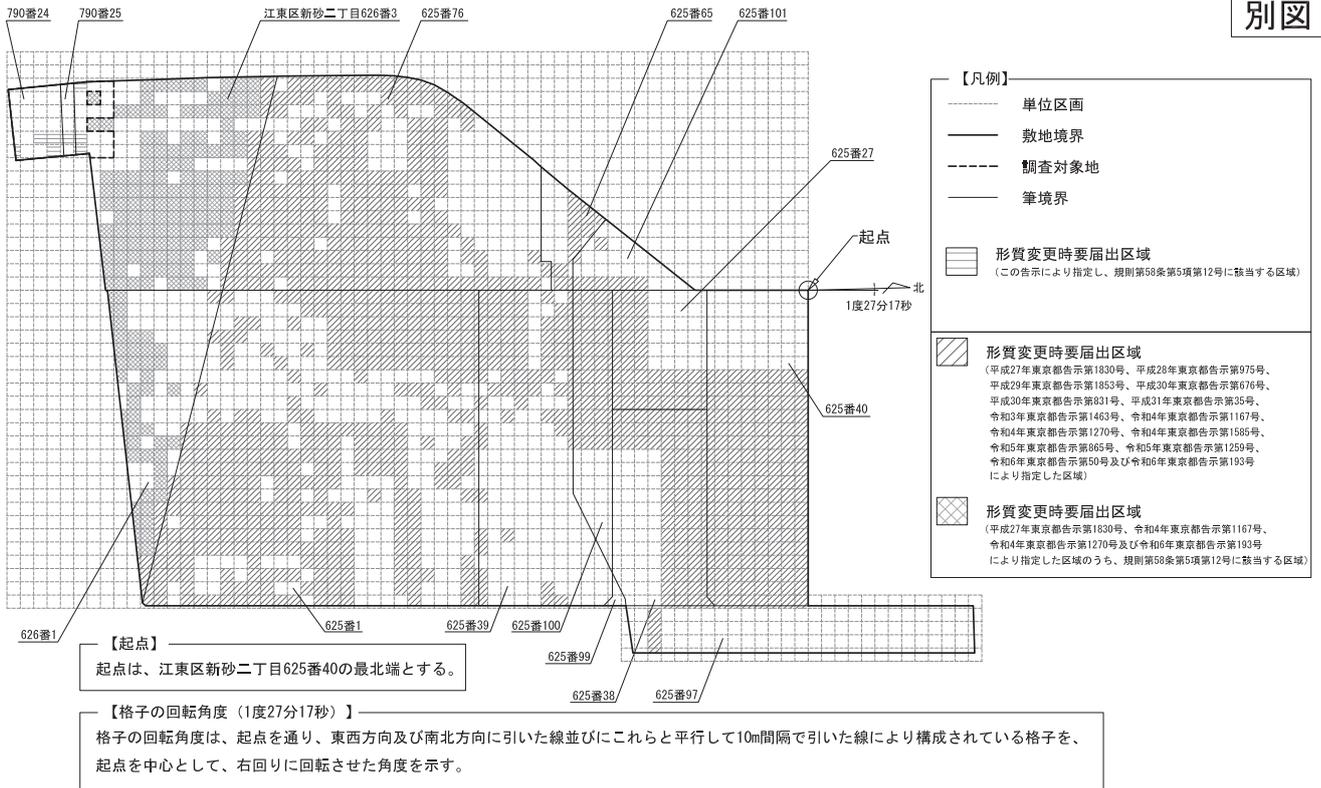
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第三項の規定により、令和六年七月七日執行予定の東京都知事選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第8十九号)第十四條第二項の規定により告示する。

令和六年六月四日

東京都選挙管理委員会

基準となる日 令和六年六月十九日。ただし、年齢については、同年七月七日

登録を行う日 令和六年六月十九日

●東京都選挙管理委員会告示第六十六号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二條第七項の規定により、令和六年七月七日執行予定の東京都知事選挙において、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数をおのり定めた。

令和六年六月四日

東京都選挙管理委員会

放送の区分	基幹放送事業者	回数
テレビジョン放送	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社	三回
ラジオ放送	株式会社TBSラジオ	一回

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第三号

東京海区(小笠原海域に限る。)におけるそでいか漁業(以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和六年六月四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数五トン以上の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶及び隻数

ア 対象船舶

東京都小笠原支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

イ 隻数

最高限度は、四十五隻とする。

(二) 漁具の制限

ア この漁業の操業に使用する針数は、幹糸一本当たり十本以内とする。

イ 立て縄釣り及びたる流し釣りを操業する場合は、

三十組以内とする。

ウ たるを連結する場合は四たる以内とし、連結総延長は三百メートル以内とする。

長は三百メートル以内とする。

(三) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(四) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに令和七年七月三十一日までに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(取扱要領)

三 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

四 この指示の有効期間は、令和六年七月一日から令和七年六月三十日までとする。

●東京漁調指示第四号

東京海区(小笠原海域に限る。)における船舶を使用した底魚、かつお及びまぐろの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和六年六月四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の禁止)

一 東京海区(小笠原海域に限る。)において、総トン数

六十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろ

を対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。また、小笠原村陸岸から三海里以内の海面において、総トン数十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和六年七月一日から令和七年六月三十日までとする。

公 告

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和六年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種中高層 削除する部分

住居専用地域 港区高輪三丁目地内

第二種住居地 削除する部分

域 港区高輪三丁目地内

<p>近隣商業地域 追加する部分 港区高輪三丁目地内</p> <p>商業地域 追加する部分 港区高輪三丁目地内</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)並びに港区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する 事項の案について</p> <p>東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和六年六月四日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 国家戦略都市計画 画建築物等整備 事業に係る都市 計画に定めるべき 事項の種類</p> <p>追加する部分 東京都市計画都市再生特別地区 (池袋駅西口地区) 豊島区西池袋一丁目及び西池袋三 丁目各地内</p> <p>当該事項を定める土地の区域</p>
<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)及び豊島区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する 事項の案について</p> <p>東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和六年六月四日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 国家戦略都市計画 画建築物等整備 事業に係る都市 計画に定めるべき 事項の種類</p> <p>追加する部分 東京都市計画都市高速鉄道 第四号線 本線 第八号線 本線 第十三号線</p> <p>当該事項を定める土地の区域</p> <p>変更する部分 豊島区西池袋二丁目地内</p> <p>変更する部分 豊島区西池袋二丁目地内</p> <p>変更する部分 豊島区西池袋二丁目地内</p>	<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)及び豊島区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和六年六月四日 東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)及び豊島区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和六年六月四日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 都市計画の種類 東京都市計画道路 幹線街路補助 線街路第七十 六号線</p> <p>削除する部分 新宿区西落合一丁目、西落合二丁目、西落合三丁目、中野区松が丘二丁目、江古田二丁目、江古田四丁目及び沼袋二丁目各地内</p> <p>変更する部分 文京区音羽一丁目、関口二丁目、関口三丁目、目白台一丁目、目白台二丁目、目白台三丁目、豊島区高田一丁目、高田二丁目、雑司が谷二丁目、雑司が谷三丁目、目白一丁目、目白二丁目、目白三丁目、</p>	<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 二階北側)及び豊島区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和六年六月四日 東京都知事 小 池 百合子</p>

京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和六年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 東京都市計画道路

幹線街路補助
 線街路第七十
 九号線

削除する部分

文京区小石川一丁目、小石川三丁目、小石川四丁目、白山二丁目、白山三丁目、千石二丁目、千石三丁目、大塚四丁目及び豊島区南大塚一丁目各地方内

変更する部分

文京区春日一丁目、小石川一丁目、小石川二丁目、小石川三丁目、小石川四丁目、小石川五丁目、白山二丁目、白山三丁目、千石二丁目、千石三丁目、大塚三丁目、大塚四丁目、豊島区南大塚一丁目、南大塚二丁目、北大塚一丁目、巢鴨三丁目及び巣鴨四丁目各地方内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに新宿区役所、文京区役所、中野区役所、杉並区役所、豊島区役所及び練馬区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

項において準用する同法第十七条第一項の規定により、西
 東京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告す
 る。
 なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
 都に対して意見書を提出することができる。

令和六年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 西東京都市計画
 道路

三・五・四号
 新青梅街道線

削除する部分

西東京市田無町七丁目地方内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び西東京市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二
 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、多
 摩都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
 なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
 都に対して意見書を提出することができる。

令和六年六月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 多摩都市計画道
 路

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに新宿区役所、文京区役所、中野区役所、杉並区役所、豊島区役所及び練馬区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二
 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二

三・三・十号 削除する部分
稲城多摩線

稲城市大字大丸字八号、字十号及び多摩市大字連光寺字瓦ヶ谷各地内

変更する部分

稲城市大字矢野口字塚戸、字下中島、字宿、字中島、大字東長沼字三号、字四号、大字大丸字一号、字二号、字四号、字五号、字八号、字九号、字十号、字十一号、字十二号、字十三号、字十四号、字十五号、字十八号、多摩市大字連光寺字大水上、字瓦ヶ谷、字向ヶ丘、字向ノ岡、連光寺一丁目、連光寺三丁目、連光寺四丁目、関戸一丁目、関戸二丁目、関戸三丁目、関戸四丁目、一ノ宮一丁目、一ノ宮二丁目、一ノ宮三丁目、一ノ宮四丁目、日野市百草、落川、多摩市大字和田字一号、字二号、字三号、字四号、字十号、字十一号、字十二号、字十七号、字二十号、字二十一号及び大字東寺方字五号各地内

- 二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)、日野市役所、多摩市役所及び稲城市役所
- 三 縦覧期間
公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

東京都知事選挙の候補者届出書等の事前審査について

令和六年七月七日執行予定の東京都知事選挙に立候補を

予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。

令和六年六月四日

東京都選挙管理委員会

日時 令和六年六月五日から同月七日までの午前九時から午後五時まで

場所 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇五会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都知事選挙における選挙長の事務を行う場所について

令和六年七月七日執行予定の東京都知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和六年六月四日

東京都選挙管理委員会

一 令和六年六月二十日

東京都庁第二本庁舎十階二〇一・二〇二会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号

二 同月二十一日以降

東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔四十階

東京都知事選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

令和六年七月七日執行予定の東京都知事選挙において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。

令和六年六月四日

東京都選挙管理委員会

- 一 令和六年六月二十日
- 二 同月二十一日以降

東京都庁第二本庁舎十階二〇六会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔四十階

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 三〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一(代) 郵便番号 101-0051

